

医療法人 誓生会  
医療保護入院者退院支援委員会 規程

平成 26 年 4 月 1 日  
誓生会公示第 2 号

(目的)

第 1 条 医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）は、松風病院において医療保護入院者の入院の必要性について審議する。

2 入院が必要とされる場合、推定される入院期間を明確化し、退院に向けた取組について審議し、病院職員は、医療保護入院者の退院に向けた取組を推進する。

(対象者)

第 2 条 委員会の審議の対象者は、以下の者とする。

- ① 在院期間が、1 年未満の医療保護入院者であって、入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過する者。
- ② 在院期間が、1 年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で決定した推定される入院期間を経過する者。
- ③ 在院期間が、1 年以上の医療保護入院者であって、病院管理者が委員会での審議が必要と認める者。

2 入院から 1 年以上の医療保護入院者を、委員会で審議の対象としない場合は、具体的な理由（精神症状が重症かつ慢性的な症状を呈し、入院の継続が必要な病状である等）を定期病状報告に記載する。

3 既に推定される入院期間経過時点から、概ね 1 ヶ月以内の退院が決まっている場合（入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。）については、委員会での審議は実施しない。

(開催時期)

第 3 条 推定される入院期間を経過する時期（前後概ね 2 週間以内）に、委員会での審議を行う。

### (入院期間の設定)

第4条 入院診療計画書に記載された推定される入院期間については、既に当該医療保護入院者の病状を把握し、かつ1年以上の入院期間が見込まれる場合（措置入院の解除後、医療保護入院する場合等）を除き、原則として1年未満の期間とする。

### (出席者)

第5条 委員会の出席者は、以下のとおりとする。

- ① 当該医療保護入院者の主治医
- ② 当該医療保護入院者を担当する看護職員
- ③ 当該医療保護入院者について、選任された退院後生活環境相談員
- ④ 病院管理者が必要と認めた職員
- ⑤ 当該医療保護入院者本人（出席を希望する場合）
- ⑥ 当該医療保護入院者の家族等（当該医療保護入院者が出席を求めた場合）
- ⑦ 地域援助事業者、その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者（本人が出席を求めた場合であって、出席を求められた者が出席要請に応じた場合）

### (開催方法)

第6条 委員会は月1回開催とし、当該開催日から前後2週間に推定される入院期間を経過する医療保護入院者を対象とし、出席者を審議対象者ごとに入れ替えて開催する。

- 2 審議対象となる医療保護入院者に『医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ』を通知し、通知を行った旨を診療録に記載する。
- 3 当該通知に基づき、第5条⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、以下の内容を通知する。
  - ・ 委員会の開催日時及び開催場所。
  - ・ 医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと。
  - ・ 出席が可能であれば、委員会に出席されたいこと。
  - ・ 文書による意見提出も可能であること。

### (審議の内容)

第7条 委員会においては、以下の事項を審議する。

- ① 医療保護入院者の入院継続の必要性の有無とその理由。
- ② 入院継続が必要な場合、委員会開催時点からの推定される入院期間。
- ③ 推定される入院期間における退院に向けた取組。

**(審議の結果)**

第 8 条 審議の結果は、『医療保護入院者退院支援委員会審議記録』に記録するとともに、診療録には委員会の開催日の日付を記録する。

- 2 病院管理者は、委員会の審議の状況を確認し、『医療保護入院者退院支援委員会審議記録』に署名する。また、審議状況に不十分な場合には、適切な指導を行う。
- 3 審議終了後は、速やかに、審議の結果を本人並びに当該委員会への出席要請を行った第 5 条⑥及び⑦に掲げる者に対して通知する。
- 4 審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続きを行う。
- 5 『医療保護入院者退院支援委員会審議記録』については、直近の審議のものを定期病状報告書に添付する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。